

静岡県薬第 539 号

平成 28 年 11 月 16 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 明石文吾

セルフメディケーション税制に関するQ & Aについて

標題の件について、日本薬剤師会から別添写(平成 28 年 11 月 15 日付け日薬業発第 288 号)のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；木村

電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028

E-mail：takakok@shizuyaku.or.jp





日 薬 業 発 第 288 号
平成 28 年 11 月 15 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 乾 英夫

セルフメディケーション税制に関する Q&A について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、セルフメディケーション税制に関しては「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」（平成 28 年 6 月 20 日付け日薬業発第 132 号）他でお知らせしましたが、今般、厚生労働省医政局経済課より、本税制に関する Q&A が公表されました。

同 Q&A では、本税制の運用に際して、一般、製造販売業者、小売業者向けに解釈が示されており、厚生労働省ホームページからも閲覧可能です。

つきましては、貴会会員へご周知下さるようお願い申し上げます。

厚生労働省 HP ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



セルフメディケーション税制に関する Q&A

(平成 28 年 11 月 2 日現在)

<一般の方向け>

【セルフメディケーション税制について】

- Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。
- Q2 創設の目的はなんですか。
- Q3 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

【申告方法について】

- Q4 確定申告はいつ行えばいいですか。

【対象の医薬品について】

- Q5 対象の医薬品はどんなものですか。

【その他】

- Q6 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成 29 年 1 月 1 日以降の場合、この制度の対象になりますか。
- Q7 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。
- Q8 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。
- Q9 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。
- Q10 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であってもこの制度の対象になりますか。

<製造販売業者の方向け>

- Q11 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。
- Q12 控除の申告は5年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。
- Q13 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。

<小売業者の方向け>

- Q14 レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。
- Q15 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。

【セルフメディケーション税制について】

Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

Q2 創設の目的はなんですか。

国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q3 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

【申告方法について】

Q4 確定申告はいつ行えばいいですか。

確定申告をする必要がある方は2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告を行う必要があります。（確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署や国税庁のホームページ等でご確認下さい。）

【対象の医薬品について】

Q5 対象の医薬品はどんなものですか。

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（いわゆるスイッチ OTC 医薬品）です。

本税制の対象となる OTC 医薬品（約 1,500 品目）は厚生労働省の HP で掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

※ なお、薬局製造医薬品（薬局製剤）においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外となります。

【その他】

Q6 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成 29 年 1 月 1 日以降の場合、この制度の対象になるのでしょうか。

支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

Q7 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q8 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。

割引後の価格が控除額となります。

Q9 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q10 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になるのでしょうか。

対象となります。

<製造販売業者の方向け>

Q11 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。

毎回、全品目を記載する必要はありません。変更になった品目のみ、変更内容が分かるように記載してください。

Q12 控除の申告は5年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。

削除した項目を対象品目リストと別の表で掲載しておりますので、5年後も確認は可能です。

Q13 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。

承継により新たな製造販売元となった製造販売業者は、当該品目を追加する旨を記した変更届を提出してください。また、承継により製造販売を中止する製造販売元は、削除の方法に従い、変更届を提出してください。

<小売り業者の方向け>

Q14 レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。

①商品名、②金額、③当該商品がセルフ Medikation 税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日の明記が必須となります。

Q15 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。

販売した業者が必要事項を記入して作成した書類であれば申告時に使用していただけます。

